特定非當利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名 ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承す 事業 年度 令和6年4月1日~ る会 事業 年度 令和7年3月31日	
--	--

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

収	益源泉の内訳		金	額
	正会員会費			1,280,000 🏻
	賛 助会員会 費			528,000 P
	賛助団体会費			680,000 P
	一般募金			10,621,180 P
	継承センター設立募金			23,000
	連合・愛のカンパ			400,000 P
DVD	「声が世界を動かした」頒布			1,000 🖰
DVD「原爆は人間とし	ンて生きることも死ぬことも評 頒布	Fさなかった」		1,000 P
	普通預金利息			166 P
	以下余白			P
				P
				P
				P
		j		п
				P
合	al			
	計 入 先		金	
(2) 借入金の明細			金	13,534,346 F
(2) 借入金の明細	入 先		金	13,534,346 円
(2) 借入金の明細	入 先		金	13,534,346 F 額
(2) 借入金の明細	入 先		金	13,534,346 F
(2) 借入金の明細	入 先		⊕	13,534,346 F

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから額次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,500,000 円	一般募金
		3,500,000円	一般募金
		1,510,000円	正会員会費、一般募金
		552,480 円	正会員会費、一般募金
		400,000 円	助成金(連合・愛のカンパ)

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		627,778 円	サーバ更新費、ウェブサイト 多言語化対応
		474,260 円	愛宕山弁護士ビル立ち退きに 伴う保管史料の移転費
		275,000 円	日本被団協ノーベル平和賞受 賞報告会会場費
		242,274 円	Wi-Fi 使用料
		211,200円	史料保管料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				F	
				円	
				Ħ	
				円	
				円	
				円	
		·		円	
				円	
				H	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸年月	付日	対 価	の 割	[その他の取引条件等
なし						F	
						P	
						t.	
						F	
						P	
						P	
						F	
						Ρ	
						P	1
						P	

ハ 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

ハー役務の提供	(加込は又 マンイ	川用等を含む。)			
取引先の氏名等	法人の関係	役務 の提供の内 容	役務の提供 年 月 日	対価の額	その他の取引条件等
		東京都千代田 区六番町 15 プ ラザエフ 6F 事 務スペースの 提供	R6/4/1- R7/3/31	0円	
		オンラインミ ュージアム SNS 運用	R6/4/1· R7/3/31	35,000円	
		アーカイブス 公開プロジェ クト運用	R6/4/1- R7/3/31	50,000 円	
:		被爆証言集等 マスキング作 業	R6/4/1· R7/3/31	30,000 円	
		長崎国際市民 フェス登壇・ 作業	R6/1123,24	35,000 円	
				円	
				円	
,				円	
				円	
				PJ	

3 **寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受領年月日
				20	00,000 円	R6/12/26
以下	 ·余白				円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	•
					円	
					円	
					円	
				•	円	
					円	
					円	
					円	**************************************
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	

4 **役員等に対する報酬又は給与の状況**[⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ② ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

イ 役員	等に対する	一般開火は船	与の支給の状況(口を除く。)		
氏	名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
				給与	R6/4/1 ~ R7/3/31	
				給与	R6/4/1 ~ R7/3/31	
				給与	R6/4/7,16,23, 30	
						:
	····· • · · · · · · · · · · · · · · · ·					

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 R6年4月1日 ~R7年3月31日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
								1	人													46,150円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住	所	等	支占	出年	月	Ħ	支	出	金	額	寄	附	Ø	Ħ	的	4
なし											円						_
											円						
											円						
											円						
											円						-
		•	·								円						
							••				円						
						•					P		***		*		_
											円		••	·			
						*					P						
				合			計				円						

6 **海外への送金等に関する事項** [⑦海外への送金又は金銭の特出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
		.•	なし			ı
	•	•				
		•				
		•				
	•	•				
	•	•				
	•	•				
	•	•				
	•	•				
	•	•				

(初葉)

法人名

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

- (1) 役員及びその競族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の競族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

	項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
区	⅓	0	Ø	3	•	6
a	令和6年4月1日~令和7年 3月31日	21人	0人	0%	0人	0%
©	年月日~年月日	人	人	%	· 人	%
©	年月日~年月日	人	人	%	, ,	%
a	年月日~年月日	人	人	%	J	%
e	年月日~年月日	人	, ,	%	人	%
Ð	年月日~年月日	人	人	%	J	%
申	請 時	人	人	%	,	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転配してください。
- (注2) ③及び気については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

Г	各社員の表決権が平等である	a	Θ	©	@	e	Ð	申請時
l	上記を証する書類の名称とその内容等							
	定款第26条に「各正会員の評決県は、平等なもの とする」と規定	いた	いた	はい	いた	いいえ	いいえ	いた

- 配定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(**役員報酬規程等提出書**類)の提出時においても配載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項目	a	6	©	0	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受け ている	はい	はいいた	はい ・ いいえ	はいいた	はい	はいいた	はい
帳簿書類の備付け、取引の配録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はいいな	はいいないな	はいいいん	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい

② 禁当する項目をOで囲み、監査監持書又は第3表付表2「複雑組織の状況」を添付してください。

=

項目	a	(b)	©	@	e	Œ	申請時
費金が明らかでない支出がある、 候構 に 載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有◆無	有∙無	有·無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

観定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項 目 記 載 要 領 注 意 事 イの各欄 「公分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業 年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え は、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、 おりに記載します。	名称とその内容
年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え 等」欄には配する書類の名	
第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及び「④」の各欄に該当する人教を転記します。 ロの各欄 該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え 等」欄には配する書類の名	
及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。 ロの各欄 該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名等」欄には、例え 等」欄には配する書類の名	
ロの各欄 該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え 等」欄には証する書類の名称と	
「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え 等」欄には証する書類の内	
	内容を文書のと
ば、「定義(又は会郎)第八条に『各正会員の表決権は、 おりに配慮します。	
Lost Appe Catalantes Machine Later Languages I de Manifestation La Manifes	
平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄 該当する一方を「O」で囲みます。 ① 「会計について公認会	金計士又は監査
なお、「⑧」から「①」については、イに記載する各期 法人の監査を受けている	る」の <u>「はい」</u>
間 (「@」から「①」) を示したものです。 <u>に「〇」した場合には</u>	監査証明書を訴
付してください。	
② 「候簿書類の備付け、	取引の記録及
び帳簿書類の保存を青色	色申告法人に準
じて行っている」の「『	はいに「〇」
した場合には、第3表代	
織の状況」を記載し添	
<u> </u>	130 1 (100
この各欄 該当する一方を「〇」で囲みます。	
なお、「@」から「①」については、イに記載する各期	
間(「⑧」から「①」を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号(法第44条・51条・58条関係)

役員の状況

第3表付表1

法人名	a	6	©	@	e	Œ	申請時
役 員 数	21人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグルー プの人数	0人	人	· ,	人	Д	٨	٨
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	1	人	人	人	人) 人	Д

					役員の	内	訳						
-	*	۵.	==		Andre Service				就任	E 等	の	状	兄
氏	名	住	所	職名	統柄等	a	6	©	@	(e)	(輔	就任・退任 年月日
安齋	育郎			理事		0							平成24年4月
家島	 昌志			理事									25 日 就任 令和 5 年 5 月
						0							20 日就任
石川	良広			理事									平成29年5月
(八木	良広)												27 日就任
						0							
伊藤	和久			理事									平成24年4月
						0							25 日就任
大久保	% —			理事									平成24年4月
						0							25 日就任
岡山	史興			理事									平成25年5月
						0							23 日就任
關間	元			理事		••••	+						平成24年4月
,						0					-		25 日就任
木戸	季市			理事		0		*****					令和3年5月

									22 日就任
糀谷	陽子	理事	,	0			****		令和 5 年 5 ₂ 0 日就任
	睦子 対睦子)	理事		0					平成29年5 27 日 就 任
棚田	一論	理事		0					令和 3 年 5 . 22 日就任
田部	知江子	理事		0			:		令和3年5 22日就任
内藤	雅義	理事		0					平成24年4 25 日就任
直野	章子	理事		0					平成24年4 25 日 就 任
中尾	詩織	理事		0		*****			令和 5 年 5 20 日就任
中澤	正夫	理事		0					平成24年4 25 日 就任
林田	光弘	理事		0					令和 6 年 5 25 日 就任
 舟橋	喜恵	理事		0					平成24年4 25 日就任
 山根 ·	和代	理事		0					平成24年4 25 日 就 任
 木村	誠	監事		0			***		平成29年5 27日 就 任

和田	征子	監事					令和3年5月
			0				22 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	ノーモ	ア・ヒバクシャ記憶遺産を継承	↑る会	
伝	票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	§	会計ソフト (会計王) 使 用、ルーズリーフ	適時	7年
仕訳日記帳		会計ソフト (会計王) 使 用、ルーズリーフ	遇一回	7年
給与台帳		Excel使用 ルーズリーフ	月一回	7年
現金出納城		Excel使用 ルーズリーフ	都度	7年
普通預金出	松城	Excel使用 ルーズリーフ	都度	7年

(記載要領)

- 「伝東又は根簿名」欄は、例えば「入金伝真」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	ノーモア・ヒバクシャ 記憶遺産を継承す る会	チェック欄
1	舌動に関して次に掲げる基準に適合していること 牧活動又は政治活動等を行っていないこと	0

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入客附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

項	目		a		Œ			©			a	· ·		e)	L	Ф	١	Ħ		诗
宗教の教養を広め、 修 る 教化育成する活動	くを行い、及び信者を	有	· 無	有	·	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無
政治上の主義を推進し、 反対する活動	支持し、又はこれに	有	• 🤼	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無
特定の公職の候補者者に は政党を推薦し、支持に する活動		1	· 無	有	٠.	無	有	•	無	有		無	有	•	無	有		無	有		無

申請時 **(a) ©** (C) **a (e) ①** 項 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す 有·属 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 有·無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有·無 有·無 有・無 有・無 有・無 右・無 有・無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有·侧 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

[3	去人名	ノーモア・ヒパクシャ記憶遺産を継承する会	チェック機
E	次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ	0
	をその	事務所において閲覧させること	

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

米間	覧に関する細斑(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を兼付してください。	する	しない
1	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名籍以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)② 役員名簿③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除		5ち10 _.
ㅁ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書	類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
本	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以下の者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係の人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の 附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況	内の親族又 のある者で の氏名並ひ	はこれ で、当該 Vにその

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	ケモア・セダンを記憶を持た会

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること							
	特定非営利活動が	足進法第 28 条に規定 ⑤	ミする事業報告書等 ©	の所轄庁への提出の	有無 (e)	Œ	
	剤・無	有 · 無	有 · 無	有・無	有 · 無	有・	無
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			L	

利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、または得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無 ® © ① 申請時
(a) (b) (c) (d) (e) 甲請時
┃ 有・無┃ 有・無┃ 有・無┃ 有・無┃ 有・無┃ 有・無┃ 有・無

認定基準等チェック表 (第8表)

申請書を提出したF Vること	を含む事	集年度0	初日	において	、その設立の日と	後1年を	望える其	間が経	A L	チェック欄
事業年度	月	日~	月	B	設立年月日	平成	年	月	E	

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬期限等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記憶の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬課程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人	A ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会		チェック標
は認定、 1 役	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当す 特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 他のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		O
た場例第	認定特定非常利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非常利活動法人が特 場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利 認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過 機能以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日 [活動法人	又は当 談特 の
しく 開始 二 編 2 認 3 定輔	特定非常利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に進反したことにより、若しくは 《は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に進 を刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 暴力団の構成員等 ^(注2) E又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 大又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 及又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を	仮したこ ● を経過 し	とにより、 ない者
定、株 に関係 5 国報 6 次の イ 4	特別配定及び配定の有効期間の更新の申請時には、所輸税務署長等から交付を受けた納税証 所報道府景知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と 別に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 のいずれかに該当する法人 最力団 最力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	明書「そ	の4」並び
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
17		有・	
П		有・	
^	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	
	暴力団の構成員等の有無	有·	無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	いいえ
3	定象又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・[いいえ
添付		添付するこ	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人		
1 		はい・	